

## (2) 特定健診委託基準

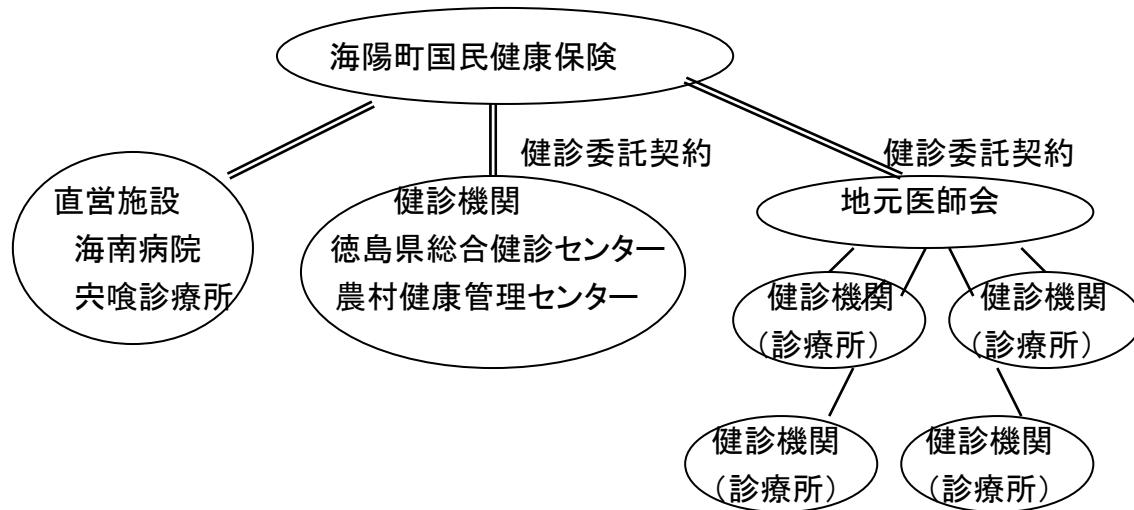
実施機関の質を確保するための委託基準を作成し、事業者の選定・評価を行う。  
事業者の評価にあたっては保険者協議会を活用し、情報交換を行うものとする。

## (3) 健診実施機関リスト

保険者協議会作成の委託先事業者リストを参考に健診実施機関リスト及び日程を作成する。

## (4) 委託契約の方法、契約書の様式

集合契約とする。



国が示す委託契約の方法、標準的な契約書のひな型を参考に作成

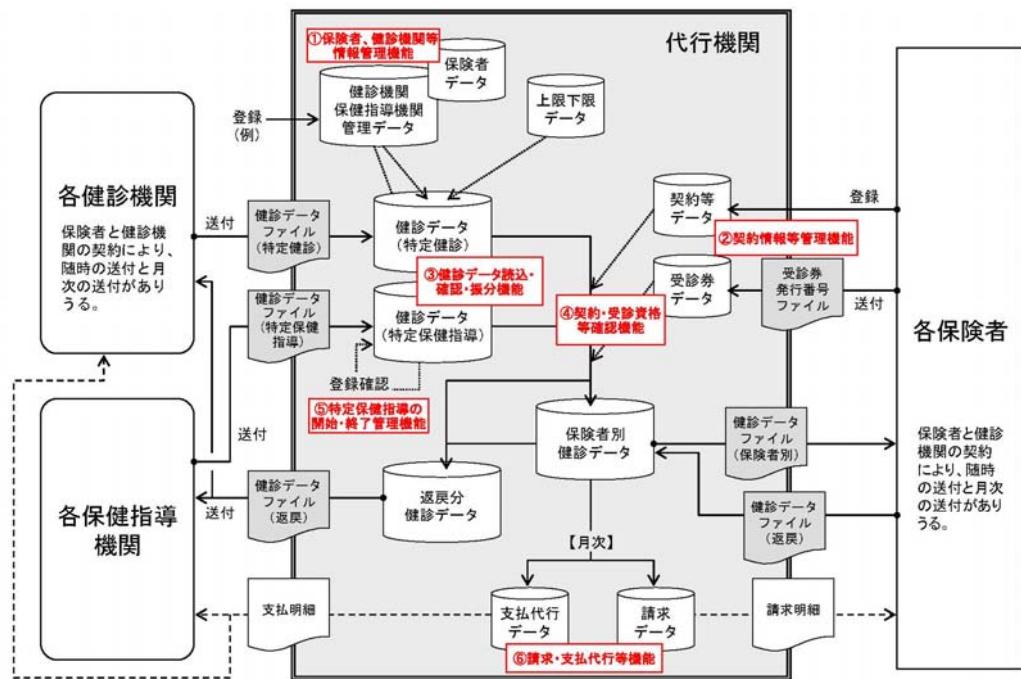
## (5) 健診委託単価、自己負担額

保険者協議会で統一化された健診委託単価、自己負担額とする。

## (6)事務のフローチャート

### 代行機関における事務点検の全体の流れ

代行機関における事務点検の全体イメージ(標準的な一例)



## (7) 受診券の様式

**特定健康診査受診券**

20XX年 月 日交付

受診券整理番号	○○○○○○○○○○○○○○
受診者の氏名	(※カタカナ表記)
性別	
生年月日	(※和暦表記)
有効期限	20XX年 月 日
健診内容	• 特定健康診査 • その他 ( )
窓口での自己負担	特定健診基本部分 医師の判断による追加項目 その他
保険者所在地	
保険者電話番号	
保険者番号・名称	<input style="width: 100px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"/> <input style="width: 30px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"/>
契約とりまとめ機関名	
支払代行機関名	

**注意事項**

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。  
(特定健康診査受診結果の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存します。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

〒 .....  
住所 .....

このQRコードは、券面の情報を入力ミスを防ぎ、事務の効率化・迅速化を図るためにものです(券面の表示に開けられない情報はコード化されていません)。

**特定保健指導利用券**

20XX年 月 日交付

利用券整理番号	○○○○○○○○○○○○○○
特定健康診査受診券整理番号	○○○○○○○○○○○○○○
受診者の氏名	(※カタカナ表記)
性別	
生年月日	(※和暦表記)
有効期限	20XX年 月 日
特定保健指導区分	• 動機付け支援 • 積極的支援
窓口での自己負担	
保険者所在地	
保険者電話番号	
保険者番号・名称	<input style="width: 100px; height: 15px; border: 1px solid black; margin-right: 10px;"/>
契約とりまとめ機関名	
支払代行機関名	

**注意事項**

1. 特定保健指導を利用するときには、この券と被保険者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けててもよいかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導はこの券に記載してある有効期限内に利用してください。
4. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存します。
5. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

このQRコードは、券面の情報を入力ミスを防ぎ、事務の効率化・迅速化を図るためにものです(券面の表示に開けられない情報はコード化されていません)。

#### (8) 健診の案内方法

健診受診率向上につながるように、各機会を通して案内する。

- ①年度当初に年間の健診を広報する。②訪問を通して健診の案内をする。
- ③郵送で健診を案内する。(節目) ④保険証の交換の場を利用する。